

平成28年3月
平成28年第1回栃木市議会定例会
議案説明書（その1）

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	
議案第 1号	平成28年度栃木市一般会計予算	
議案第 2号	平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号	平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	
議案第 5号	平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	
議案第 6号	平成28年度栃木市下水道特別会計予算	
議案第 7号	平成28年度栃木市農業集落排水特別会計予算	
議案第 8号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算	
議案第 9号	平成28年度栃木市水道事業会計予算	
議案第10号	平成27年度栃木市一般会計補正予算（第6号）	
議案第11号	平成27年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第12号	平成27年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案第13号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	
議案第14号	平成27年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第3号）	
議案第15号	平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第4号）	
議案第16号	平成27年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	
議案第17号	平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第2号）	
議案第18号	平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）	
議案第19号	平成27年度栃木市水道事業会計補正予算（第1号）	
議案第20号	栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について	1
議案第21号	栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について	2
議案第22号	栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について	3
議案第23号	栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の 制定について	4

議案第24号	栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第25号	栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第26号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第27号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第28号	栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	21
議案第29号	栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第30号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	60
議案第31号	栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第32号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	87

(職 員 課)

議案第20号

栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定
について

提案理由

本市の財政状況を考慮し、市長、副市長及び教育長の給料を減額する措置を講じるため、栃木市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

栃木市地域支え合い活動推進条例の制定について

提案理由

地域支え合い活動に関する基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、社会から孤立することなく安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、栃木市地域支え合い活動推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第20号と同じ。

(学校教育課)

議案第 22 号

栃木市いじめ防止対策推進条例の制定について

提案理由

いじめの防止等に関する基本理念を定めるとともに、いじめの防止等の推進に関し基本となる事項を定めることにより、児童生徒がいじめのない健やかで充実した生活を送ることができるようにするため、栃木市いじめ防止対策推進条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 20 号と同じ。

(農業委員会事務局)

議案第23号

栃木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を
定める条例の制定について

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、栃木市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第20号と同じ。

(財 政 課)

議案第 2 4 号

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

医療福祉モール特別会計を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別会計条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

医療福祉モール特別会計を廃止すること。(本則関係)

〔参照条文〕

議案第 2 0 号と同じ。

議案第24号（財政課）

栃木市特別会計条例の一部を改正する条例

現	行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。	
(1) 下水道特別会計	下水道事業
(2) 農業集落排水特別会計	農業集落排水事業
(3) <u>医療福祉モール特別会計</u>	<u>医療福祉モール事業</u>
(4) <u>千塚町上川原産業団地特別会計</u>	<u>千塚町上川原産業団地事業</u>

改 正 案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。

- (1) 下水道特別会計 下水道事業
- (2) 農業集落排水特別会計 農業集落排水事業

- (3) 千塚町上川原産業団地特別会計 千塚町上川原産業団地事業

(職 員 課)

議案第25号

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を改めること。

(第2条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第25号（職員課）

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（任命権者の報告）	
第2条 略	
2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。	
(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	
(2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況	
(3) 職員の休業に関する状況	
(4) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
(5) 職員のサービスの状況	
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	

改 正 案

(任命権者の報告)

第2条 略

2 前項の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の休業に関する状況
- (5) 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の退職管理の状況
- (8) 職員の研修の状況
- (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(職 員 課)

議案第26号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第1条関係)

期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。

(第6条関係)

- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(第2条関係)

期末手当について、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げること。(第6条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第26号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5を、12月に支給する場合においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の147.5を、12月に支給する場合には100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の150を、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第 27 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）
期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。
(第4条関係)
- 2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）
期末手当について、6月期の支給割合を100分の2.5引き上げ、12月期の支給割合を100分の2.5引き下げること。(第4条関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ。

議案第27号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の147.5を、12月においては100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じた栃木市職員の給与の改定及び地方公務員法の一部改正に伴う所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

(1) 勤勉手当について、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。（第17条の4及び附則関係）

(2) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

(3) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1) 引用条項の整理を行うこと。（第1条関係）

(2) 等級別基準職務表を定めること。（第3条、別表第3及び別表第4関係）

(3) 昇給について、対象となる判定期間を改めること。（第4条関係）

(4) 勤勉手当について、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給する

こと。(第17条の4関係)

- (5) 勤勉手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にするとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を改めること。

(第17条の4及び附則関係)

- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。(第10条関係)
- (2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)
- (3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)

- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

- (1) 引用条項の整理を行うこと。(第1条関係)
- (2) 期末手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。(第10条関係)

- 5 栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(第5条関係)

勤勉手当について、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給すること。(第14条関係)

- 6 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(第6条関係)

引用条項の整理を行うこと。(第1条関係)

- 7 栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正 (第7条関係)

引用条項の整理を行うこと。(第1条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の9.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減額されて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の9.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、10

現

行

改 正 案

0分の105) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>137,600</u>	<u>187,700</u>	<u>223,900</u>	<u>258,300</u>	<u>285,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>405,800</u>
	2	<u>138,700</u>	<u>189,500</u>	<u>225,500</u>	<u>260,400</u>	<u>287,200</u>	<u>318,000</u>	<u>362,700</u>	<u>408,200</u>
	3	<u>139,900</u>	<u>191,300</u>	<u>227,100</u>	<u>262,300</u>	<u>289,500</u>	<u>320,300</u>	<u>365,200</u>	<u>410,700</u>
	4	<u>141,000</u>	<u>193,100</u>	<u>228,700</u>	<u>264,400</u>	<u>291,700</u>	<u>322,500</u>	<u>367,800</u>	<u>413,100</u>
	5	<u>142,100</u>	<u>194,700</u>	<u>230,300</u>	<u>266,300</u>	<u>293,700</u>	<u>324,800</u>	<u>369,900</u>	<u>415,000</u>
	6	<u>143,200</u>	<u>196,500</u>	<u>232,000</u>	<u>268,300</u>	<u>296,000</u>	<u>326,800</u>	<u>372,400</u>	<u>417,300</u>
	7	<u>144,300</u>	<u>198,300</u>	<u>233,600</u>	<u>270,400</u>	<u>298,300</u>	<u>329,000</u>	<u>374,800</u>	<u>419,400</u>
	8	<u>145,400</u>	<u>200,100</u>	<u>235,200</u>	<u>272,500</u>	<u>300,600</u>	<u>331,200</u>	<u>377,300</u>	<u>421,600</u>
	9	<u>146,500</u>	<u>201,800</u>	<u>236,800</u>	<u>274,600</u>	<u>302,700</u>	<u>333,300</u>	<u>379,800</u>	<u>423,600</u>
	10	<u>147,900</u>	<u>203,600</u>	<u>238,400</u>	<u>276,600</u>	<u>305,000</u>	<u>335,500</u>	<u>382,500</u>	<u>425,700</u>
	11	<u>149,200</u>	<u>205,400</u>	<u>240,000</u>	<u>278,700</u>	<u>307,200</u>	<u>337,600</u>	<u>385,100</u>	<u>427,800</u>
	12	<u>150,500</u>	<u>207,200</u>	<u>241,600</u>	<u>280,800</u>	<u>309,500</u>	<u>339,800</u>	<u>387,800</u>	<u>429,900</u>
	13	<u>151,800</u>	<u>208,600</u>	<u>243,200</u>	<u>282,800</u>	<u>311,700</u>	<u>341,800</u>	<u>390,200</u>	<u>431,600</u>
	14	<u>153,300</u>	<u>210,400</u>	<u>244,700</u>	<u>284,900</u>	<u>313,800</u>	<u>343,800</u>	<u>392,500</u>	<u>433,400</u>
	15	<u>154,800</u>	<u>212,100</u>	<u>246,200</u>	<u>286,900</u>	<u>316,000</u>	<u>345,900</u>	<u>394,700</u>	<u>435,400</u>
	16	<u>156,400</u>	<u>213,900</u>	<u>247,700</u>	<u>289,000</u>	<u>318,100</u>	<u>347,900</u>	<u>397,100</u>	<u>437,400</u>
	17	<u>157,700</u>	<u>215,600</u>	<u>249,200</u>	<u>291,000</u>	<u>320,200</u>	<u>349,800</u>	<u>398,900</u>	<u>439,300</u>
	18	<u>159,200</u>	<u>217,300</u>	<u>251,100</u>	<u>293,000</u>	<u>322,200</u>	<u>351,800</u>	<u>400,900</u>	<u>441,100</u>
	19	<u>160,700</u>	<u>219,000</u>	<u>252,900</u>	<u>295,100</u>	<u>324,300</u>	<u>353,700</u>	<u>402,800</u>	<u>442,900</u>
	20	<u>162,200</u>	<u>220,600</u>	<u>254,700</u>	<u>297,100</u>	<u>326,300</u>	<u>355,600</u>	<u>404,600</u>	<u>444,600</u>
	21	<u>163,600</u>	<u>222,200</u>	<u>256,400</u>	<u>299,200</u>	<u>328,300</u>	<u>357,600</u>	<u>406,500</u>	<u>446,400</u>
	22	<u>166,300</u>	<u>223,900</u>	<u>258,300</u>	<u>301,300</u>	<u>330,400</u>	<u>359,500</u>	<u>408,300</u>	<u>447,900</u>
	23	<u>168,900</u>	<u>225,600</u>	<u>260,200</u>	<u>303,300</u>	<u>332,400</u>	<u>361,500</u>	<u>410,100</u>	<u>449,300</u>
	24	<u>171,500</u>	<u>227,200</u>	<u>261,900</u>	<u>305,400</u>	<u>334,500</u>	<u>363,400</u>	<u>412,000</u>	<u>450,800</u>
	25	<u>174,200</u>	<u>228,700</u>	<u>263,900</u>	<u>307,200</u>	<u>336,100</u>	<u>365,400</u>	<u>413,800</u>	<u>452,200</u>
	26	<u>175,900</u>	<u>230,300</u>	<u>265,800</u>	<u>309,300</u>	<u>338,000</u>	<u>367,300</u>	<u>415,300</u>	<u>453,500</u>
	27	<u>177,600</u>	<u>231,800</u>	<u>267,600</u>	<u>311,400</u>	<u>340,000</u>	<u>369,300</u>	<u>416,800</u>	<u>454,800</u>
	28	<u>179,300</u>	<u>233,200</u>	<u>269,500</u>	<u>313,400</u>	<u>341,900</u>	<u>371,300</u>	<u>418,400</u>	<u>456,000</u>
	29	<u>180,800</u>	<u>234,600</u>	<u>271,200</u>	<u>315,400</u>	<u>343,600</u>	<u>372,800</u>	<u>420,000</u>	<u>457,000</u>
	30	<u>182,600</u>	<u>235,800</u>	<u>273,100</u>	<u>317,400</u>	<u>345,500</u>	<u>374,600</u>	<u>421,300</u>	<u>457,700</u>
	31	<u>184,400</u>	<u>237,000</u>	<u>275,000</u>	<u>319,500</u>	<u>347,400</u>	<u>376,400</u>	<u>422,600</u>	<u>458,500</u>
	32	<u>186,100</u>	<u>238,300</u>	<u>276,800</u>	<u>321,600</u>	<u>349,200</u>	<u>378,000</u>	<u>423,800</u>	<u>459,200</u>
	33	<u>187,700</u>	<u>239,600</u>	<u>278,500</u>	<u>323,100</u>	<u>351,100</u>	<u>379,800</u>	<u>425,000</u>	<u>459,900</u>
	34	<u>189,200</u>	<u>241,000</u>	<u>280,400</u>	<u>325,100</u>	<u>352,900</u>	<u>381,200</u>	<u>426,300</u>	<u>460,700</u>
	35	<u>190,700</u>	<u>242,300</u>	<u>282,200</u>	<u>327,100</u>	<u>354,700</u>	<u>382,700</u>	<u>427,600</u>	<u>461,400</u>
36	<u>192,200</u>	<u>243,600</u>	<u>284,100</u>	<u>329,200</u>	<u>356,400</u>	<u>384,300</u>	<u>428,800</u>	<u>462,000</u>	

改 正 案

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>140,100</u>	<u>190,200</u>	<u>226,400</u>	<u>259,900</u>	<u>286,200</u>	<u>317,000</u>	<u>361,300</u>	<u>406,900</u>
	2	<u>141,200</u>	<u>192,000</u>	<u>228,000</u>	<u>261,900</u>	<u>288,400</u>	<u>319,200</u>	<u>363,900</u>	<u>409,300</u>
	3	<u>142,400</u>	<u>193,800</u>	<u>229,500</u>	<u>263,700</u>	<u>290,700</u>	<u>321,500</u>	<u>366,400</u>	<u>411,800</u>
	4	<u>143,500</u>	<u>195,600</u>	<u>231,100</u>	<u>265,800</u>	<u>292,900</u>	<u>323,700</u>	<u>369,000</u>	<u>414,200</u>
	5	<u>144,600</u>	<u>197,200</u>	<u>232,600</u>	<u>267,700</u>	<u>294,900</u>	<u>326,000</u>	<u>371,100</u>	<u>416,100</u>
	6	<u>145,700</u>	<u>199,000</u>	<u>234,300</u>	<u>269,600</u>	<u>297,200</u>	<u>328,000</u>	<u>373,600</u>	<u>418,400</u>
	7	<u>146,800</u>	<u>200,800</u>	<u>235,800</u>	<u>271,600</u>	<u>299,500</u>	<u>330,200</u>	<u>375,900</u>	<u>420,500</u>
	8	<u>147,900</u>	<u>202,600</u>	<u>237,400</u>	<u>273,700</u>	<u>301,800</u>	<u>332,400</u>	<u>378,400</u>	<u>422,700</u>
	9	<u>149,000</u>	<u>204,300</u>	<u>238,900</u>	<u>275,800</u>	<u>303,900</u>	<u>334,500</u>	<u>380,900</u>	<u>424,700</u>
	10	<u>150,400</u>	<u>206,100</u>	<u>240,400</u>	<u>277,800</u>	<u>306,200</u>	<u>336,700</u>	<u>383,600</u>	<u>426,800</u>
	11	<u>151,700</u>	<u>207,900</u>	<u>242,000</u>	<u>279,900</u>	<u>308,400</u>	<u>338,800</u>	<u>386,200</u>	<u>428,900</u>
	12	<u>153,000</u>	<u>209,700</u>	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>	<u>310,700</u>	<u>341,000</u>	<u>388,900</u>	<u>431,000</u>
	13	<u>154,300</u>	<u>211,100</u>	<u>245,000</u>	<u>284,000</u>	<u>312,900</u>	<u>343,000</u>	<u>391,300</u>	<u>432,700</u>
	14	<u>155,800</u>	<u>212,900</u>	<u>246,500</u>	<u>286,100</u>	<u>315,000</u>	<u>345,000</u>	<u>393,600</u>	<u>434,500</u>
	15	<u>157,300</u>	<u>214,600</u>	<u>247,900</u>	<u>288,100</u>	<u>317,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,800</u>	<u>436,500</u>
	16	<u>158,900</u>	<u>216,400</u>	<u>249,300</u>	<u>290,200</u>	<u>319,300</u>	<u>349,100</u>	<u>398,200</u>	<u>438,500</u>
	17	<u>160,200</u>	<u>218,100</u>	<u>250,800</u>	<u>292,200</u>	<u>321,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>440,400</u>
	18	<u>161,700</u>	<u>219,800</u>	<u>252,600</u>	<u>294,200</u>	<u>323,400</u>	<u>353,000</u>	<u>402,000</u>	<u>442,200</u>
	19	<u>163,200</u>	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,500</u>	<u>354,800</u>	<u>403,900</u>	<u>444,000</u>
	20	<u>164,700</u>	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>327,500</u>	<u>356,700</u>	<u>405,700</u>	<u>445,700</u>
	21	<u>166,100</u>	<u>224,500</u>	<u>257,800</u>	<u>300,400</u>	<u>329,500</u>	<u>358,700</u>	<u>407,600</u>	<u>447,500</u>
	22	<u>168,800</u>	<u>226,200</u>	<u>259,600</u>	<u>302,500</u>	<u>331,600</u>	<u>360,600</u>	<u>409,400</u>	<u>449,000</u>
	23	<u>171,400</u>	<u>227,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,600</u>	<u>362,600</u>	<u>411,200</u>	<u>450,400</u>
	24	<u>174,000</u>	<u>229,400</u>	<u>263,100</u>	<u>306,600</u>	<u>335,700</u>	<u>364,500</u>	<u>413,100</u>	<u>451,900</u>
	25	<u>176,700</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>308,400</u>	<u>337,300</u>	<u>366,500</u>	<u>414,900</u>	<u>453,300</u>
	26	<u>178,400</u>	<u>232,300</u>	<u>267,000</u>	<u>310,500</u>	<u>339,200</u>	<u>368,400</u>	<u>416,400</u>	<u>454,600</u>
	27	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>	<u>417,900</u>	<u>455,900</u>
	28	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>	<u>419,500</u>	<u>457,100</u>
	29	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>	<u>421,100</u>	<u>458,100</u>
	30	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>	<u>422,400</u>	<u>458,800</u>
	31	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>	<u>423,700</u>	<u>459,600</u>
	32	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>	<u>424,900</u>	<u>460,300</u>
	33	<u>190,200</u>	<u>241,200</u>	<u>279,700</u>	<u>324,300</u>	<u>352,200</u>	<u>380,900</u>	<u>426,100</u>	<u>461,000</u>
	34	<u>191,700</u>	<u>242,500</u>	<u>281,600</u>	<u>326,300</u>	<u>354,000</u>	<u>382,300</u>	<u>427,400</u>	<u>461,800</u>
	35	<u>193,200</u>	<u>243,700</u>	<u>283,400</u>	<u>328,200</u>	<u>355,800</u>	<u>383,800</u>	<u>428,700</u>	<u>462,500</u>
36	<u>194,700</u>	<u>245,000</u>	<u>285,300</u>	<u>330,300</u>	<u>357,500</u>	<u>385,400</u>	<u>429,900</u>	<u>463,100</u>	

現

行

37	<u>193,500</u>	<u>244,600</u>	<u>285,800</u>	<u>331,100</u>	<u>357,800</u>	<u>385,700</u>	<u>430,000</u>	<u>462,500</u>
38	<u>194,800</u>	<u>246,100</u>	<u>287,500</u>	<u>333,000</u>	<u>359,100</u>	<u>386,900</u>	<u>430,800</u>	<u>463,100</u>
39	<u>196,100</u>	<u>247,700</u>	<u>289,300</u>	<u>335,000</u>	<u>360,500</u>	<u>388,100</u>	<u>431,600</u>	<u>463,700</u>
40	<u>197,400</u>	<u>249,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,900</u>	<u>361,900</u>	<u>389,200</u>	<u>432,400</u>	<u>464,300</u>
41	<u>198,700</u>	<u>250,600</u>	<u>292,800</u>	<u>338,800</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>	<u>433,000</u>	<u>464,800</u>
42	<u>200,000</u>	<u>252,000</u>	<u>294,500</u>	<u>340,700</u>	<u>364,100</u>	<u>391,500</u>	<u>433,700</u>	<u>465,300</u>
43	<u>201,300</u>	<u>253,400</u>	<u>296,200</u>	<u>342,500</u>	<u>365,200</u>	<u>392,700</u>	<u>434,400</u>	<u>465,700</u>
44	<u>202,600</u>	<u>254,800</u>	<u>297,800</u>	<u>344,400</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,100</u>	<u>466,000</u>
45	<u>203,800</u>	<u>256,000</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,100</u>	<u>394,500</u>	<u>435,900</u>	<u>466,300</u>
46	<u>205,100</u>	<u>257,300</u>	<u>301,200</u>	<u>347,300</u>	<u>368,000</u>	<u>395,200</u>	<u>436,700</u>	
47	<u>206,400</u>	<u>258,700</u>	<u>302,800</u>	<u>348,800</u>	<u>368,900</u>	<u>395,900</u>	<u>437,100</u>	
48	<u>207,700</u>	<u>260,100</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>369,800</u>	<u>396,600</u>	<u>437,800</u>	
49	<u>208,800</u>	<u>261,400</u>	<u>305,700</u>	<u>351,900</u>	<u>370,700</u>	<u>397,200</u>	<u>438,300</u>	
50	<u>209,900</u>	<u>262,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,700</u>	<u>371,500</u>	<u>397,800</u>	<u>438,700</u>	
51	<u>211,000</u>	<u>263,800</u>	<u>308,800</u>	<u>353,900</u>	<u>372,300</u>	<u>398,300</u>	<u>439,100</u>	
52	<u>212,100</u>	<u>265,100</u>	<u>310,400</u>	<u>354,900</u>	<u>373,100</u>	<u>398,700</u>	<u>439,500</u>	
53	<u>213,300</u>	<u>266,200</u>	<u>312,000</u>	<u>355,800</u>	<u>373,800</u>	<u>399,100</u>	<u>439,900</u>	
54	<u>214,300</u>	<u>267,300</u>	<u>313,600</u>	<u>356,900</u>	<u>374,500</u>	<u>399,400</u>	<u>440,300</u>	
55	<u>215,300</u>	<u>268,600</u>	<u>315,200</u>	<u>357,800</u>	<u>375,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,700</u>	
56	<u>216,300</u>	<u>269,900</u>	<u>316,700</u>	<u>358,900</u>	<u>375,900</u>	<u>400,000</u>	<u>441,000</u>	
57	<u>217,100</u>	<u>271,000</u>	<u>318,200</u>	<u>359,800</u>	<u>376,400</u>	<u>400,300</u>	<u>441,300</u>	
58	<u>218,100</u>	<u>272,000</u>	<u>319,400</u>	<u>360,500</u>	<u>377,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,700</u>	
59	<u>219,000</u>	<u>273,100</u>	<u>320,600</u>	<u>361,200</u>	<u>377,600</u>	<u>400,900</u>	<u>442,000</u>	
60	<u>220,000</u>	<u>274,200</u>	<u>321,800</u>	<u>361,900</u>	<u>378,300</u>	<u>401,200</u>	<u>442,300</u>	
61	<u>220,800</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>401,500</u>	<u>442,600</u>	
62	<u>221,800</u>	<u>276,400</u>	<u>323,400</u>	<u>362,900</u>	<u>379,400</u>	<u>401,800</u>		
63	<u>222,800</u>	<u>277,300</u>	<u>324,200</u>	<u>363,600</u>	<u>380,000</u>	<u>402,100</u>		
64	<u>223,800</u>	<u>278,300</u>	<u>325,000</u>	<u>364,300</u>	<u>380,600</u>	<u>402,400</u>		
65	<u>224,500</u>	<u>279,100</u>	<u>325,900</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>402,700</u>		
66	<u>225,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,300</u>	<u>381,600</u>	<u>403,000</u>		
67	<u>226,500</u>	<u>280,800</u>	<u>327,000</u>	<u>366,000</u>	<u>382,200</u>	<u>403,300</u>		
68	<u>227,600</u>	<u>281,700</u>	<u>327,800</u>	<u>366,700</u>	<u>382,800</u>	<u>403,600</u>		
69	<u>228,400</u>	<u>282,700</u>	<u>328,600</u>	<u>367,000</u>	<u>383,200</u>	<u>403,800</u>		
70	<u>229,200</u>	<u>283,500</u>	<u>329,300</u>	<u>367,600</u>	<u>383,700</u>	<u>404,100</u>		
71	<u>230,000</u>	<u>284,300</u>	<u>330,000</u>	<u>368,300</u>	<u>384,200</u>	<u>404,400</u>		
72	<u>230,800</u>	<u>285,100</u>	<u>330,700</u>	<u>368,900</u>	<u>384,800</u>	<u>404,700</u>		
73	<u>231,600</u>	<u>285,900</u>	<u>331,200</u>	<u>369,200</u>	<u>385,100</u>	<u>404,900</u>		
74	<u>232,300</u>	<u>286,400</u>	<u>331,800</u>	<u>369,800</u>	<u>385,500</u>	<u>405,200</u>		
75	<u>233,000</u>	<u>286,800</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	<u>385,900</u>	<u>405,500</u>		
76	<u>233,700</u>	<u>287,300</u>	<u>332,900</u>	<u>371,100</u>	<u>386,300</u>	<u>405,700</u>		
77	<u>234,400</u>	<u>287,400</u>	<u>333,200</u>	<u>371,500</u>	<u>386,600</u>	<u>405,900</u>		
78	<u>235,200</u>	<u>287,800</u>	<u>333,700</u>	<u>372,000</u>	<u>386,900</u>	<u>406,200</u>		

改 正 案

37	<u>196,000</u>	<u>246,000</u>	<u>287,000</u>	<u>332,200</u>	<u>358,900</u>	<u>386,800</u>	<u>431,100</u>	<u>463,600</u>
38	<u>197,300</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>388,000</u>	<u>431,900</u>	<u>464,200</u>
39	<u>198,600</u>	<u>248,900</u>	<u>290,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>	<u>432,700</u>	<u>464,800</u>
40	<u>199,900</u>	<u>250,400</u>	<u>292,300</u>	<u>338,000</u>	<u>363,000</u>	<u>390,300</u>	<u>433,500</u>	<u>465,400</u>
41	<u>201,200</u>	<u>251,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,400</u>	<u>434,100</u>	<u>465,900</u>
42	<u>202,500</u>	<u>253,200</u>	<u>295,700</u>	<u>341,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,600</u>	<u>434,800</u>	<u>466,400</u>
43	<u>203,800</u>	<u>254,600</u>	<u>297,400</u>	<u>343,600</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,500</u>	<u>466,800</u>
44	<u>205,100</u>	<u>256,000</u>	<u>299,000</u>	<u>345,500</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>	<u>436,200</u>	<u>467,100</u>
45	<u>206,300</u>	<u>257,200</u>	<u>300,700</u>	<u>347,000</u>	<u>368,200</u>	<u>395,600</u>	<u>437,000</u>	<u>467,400</u>
46	<u>207,600</u>	<u>258,500</u>	<u>302,400</u>	<u>348,400</u>	<u>369,100</u>	<u>396,300</u>	<u>437,800</u>	
47	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>	<u>438,200</u>	
48	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>	<u>438,900</u>	
49	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>	<u>439,400</u>	
50	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>	<u>439,800</u>	
51	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>	<u>440,200</u>	
52	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	
53	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	
54	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>	<u>441,400</u>	
55	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>	
56	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>	<u>442,100</u>	
57	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>	<u>442,400</u>	
58	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>	<u>442,800</u>	
59	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>	<u>443,100</u>	
60	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>	<u>443,400</u>	
61	<u>222,600</u>	<u>276,600</u>	<u>323,600</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,600</u>	<u>443,700</u>	
62	<u>223,600</u>	<u>277,600</u>	<u>324,500</u>	<u>364,000</u>	<u>380,500</u>	<u>402,900</u>		
63	<u>224,500</u>	<u>278,500</u>	<u>325,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,100</u>	<u>403,200</u>		
64	<u>225,400</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,400</u>	<u>381,700</u>	<u>403,500</u>		
65	<u>226,100</u>	<u>280,300</u>	<u>327,000</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>403,800</u>		
66	<u>227,000</u>	<u>281,200</u>	<u>327,400</u>	<u>366,400</u>	<u>382,700</u>	<u>404,100</u>		
67	<u>227,900</u>	<u>281,900</u>	<u>328,100</u>	<u>367,100</u>	<u>383,300</u>	<u>404,400</u>		
68	<u>229,000</u>	<u>282,800</u>	<u>328,900</u>	<u>367,800</u>	<u>383,900</u>	<u>404,700</u>		
69	<u>229,800</u>	<u>283,800</u>	<u>329,700</u>	<u>368,100</u>	<u>384,300</u>	<u>404,900</u>		
70	<u>230,500</u>	<u>284,600</u>	<u>330,400</u>	<u>368,700</u>	<u>384,800</u>	<u>405,200</u>		
71	<u>231,200</u>	<u>285,400</u>	<u>331,100</u>	<u>369,400</u>	<u>385,300</u>	<u>405,500</u>		
72	<u>232,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,800</u>	<u>370,000</u>	<u>385,900</u>	<u>405,800</u>		
73	<u>232,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,300</u>	<u>386,200</u>	<u>406,000</u>		
74	<u>233,500</u>	<u>287,500</u>	<u>332,900</u>	<u>370,900</u>	<u>386,600</u>	<u>406,300</u>		
75	<u>234,200</u>	<u>287,900</u>	<u>333,400</u>	<u>371,600</u>	<u>387,000</u>	<u>406,600</u>		
76	<u>234,900</u>	<u>288,400</u>	<u>334,000</u>	<u>372,200</u>	<u>387,400</u>	<u>406,800</u>		
77	<u>235,600</u>	<u>288,500</u>	<u>334,300</u>	<u>372,600</u>	<u>387,700</u>	<u>407,000</u>		
78	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,800</u>	<u>373,100</u>	<u>388,000</u>	<u>407,300</u>		

現

行

79	<u>236,000</u>	<u>288,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,600</u>	<u>387,200</u>	<u>406,500</u>
80	<u>236,800</u>	<u>288,400</u>	<u>334,600</u>	<u>373,100</u>	<u>387,500</u>	<u>406,700</u>
81	<u>237,500</u>	<u>288,600</u>	<u>335,000</u>	<u>373,600</u>	<u>387,700</u>	<u>406,900</u>
82	<u>238,200</u>	<u>288,800</u>	<u>335,500</u>	<u>374,200</u>	<u>388,000</u>	<u>407,200</u>
83	<u>238,900</u>	<u>289,200</u>	<u>336,000</u>	<u>374,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,500</u>
84	<u>239,600</u>	<u>289,500</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>388,500</u>	<u>407,700</u>
85	<u>240,300</u>	<u>289,800</u>	<u>336,800</u>	<u>375,400</u>	<u>388,700</u>	<u>407,900</u>
86	<u>241,000</u>	<u>290,100</u>	<u>337,200</u>	<u>375,900</u>	<u>389,000</u>	
87	<u>241,700</u>	<u>290,400</u>	<u>337,700</u>	<u>376,300</u>	<u>389,300</u>	
88	<u>242,400</u>	<u>290,800</u>	<u>338,100</u>	<u>376,700</u>	<u>389,500</u>	
89	<u>243,100</u>	<u>291,100</u>	<u>338,400</u>	<u>377,100</u>	<u>389,700</u>	
90	<u>243,600</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,600</u>	<u>390,000</u>	
91	<u>244,100</u>	<u>291,800</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>390,300</u>	
92	<u>244,600</u>	<u>292,200</u>	<u>339,700</u>	<u>378,400</u>	<u>390,500</u>	
93	<u>244,900</u>	<u>292,300</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>390,700</u>	
94		<u>292,500</u>	<u>340,300</u>			
95		<u>292,900</u>	<u>340,800</u>			
96		<u>293,300</u>	<u>341,200</u>			
97		<u>293,500</u>	<u>341,300</u>			
98		<u>293,800</u>	<u>341,800</u>			
99		<u>294,200</u>	<u>342,200</u>			
100		<u>294,600</u>	<u>342,500</u>			
101		<u>294,800</u>	<u>342,800</u>			
102		<u>295,100</u>	<u>343,200</u>			
103		<u>295,500</u>	<u>343,600</u>			
104		<u>295,800</u>	<u>344,000</u>			
105		<u>296,000</u>	<u>344,500</u>			
106		<u>296,300</u>	<u>344,900</u>			
107		<u>296,700</u>	<u>345,300</u>			
108		<u>297,000</u>	<u>345,700</u>			
109		<u>297,200</u>	<u>346,200</u>			
110		<u>297,600</u>	<u>346,600</u>			
111		<u>298,000</u>	<u>346,900</u>			
112		<u>298,300</u>	<u>347,200</u>			
113		<u>298,400</u>	<u>347,700</u>			
114		<u>298,700</u>				
115		<u>299,000</u>				
116		<u>299,400</u>				
117		<u>299,600</u>				
118		<u>299,800</u>				
119		<u>300,100</u>				
120		<u>300,400</u>				

改 正 案

79	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>
80	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>
81	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>
82	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>
83	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
84	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
85	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
86	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>	
87	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>	
88	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>	
89	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>	
90	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>	
91	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>	
92	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>	
93	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>	
94		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>			
95		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>			
96		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
97		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>			
98		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>			
99		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
100		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>			
101		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>			
102		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>			
103		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
104		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>			
105		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>			
106		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>			
107		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
108		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>			
109		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>			
110		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
111		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>			
112		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>			
113		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>			
114		<u>299,800</u>				
115		<u>300,100</u>				
116		<u>300,500</u>				
117		<u>300,700</u>				
118		<u>300,900</u>				
119		<u>301,200</u>				
120		<u>301,500</u>				

		現		行					
	121		<u>300,800</u>						
	122		<u>301,000</u>						
	123		<u>301,300</u>						
	124		<u>301,600</u>						
	125		<u>301,900</u>						
再任用職員		<u>185,400</u>	<u>212,900</u>	<u>252,900</u>	<u>272,300</u>	<u>287,400</u>	<u>312,800</u>	<u>354,500</u>	<u>387,600</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		<u>301,900</u>						
	122		<u>302,100</u>						
	123		<u>302,400</u>						
	124		<u>302,700</u>						
	125		<u>303,000</u>						
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>160,300</u>	<u>175,900</u>	<u>202,500</u>	<u>242,300</u>	<u>287,600</u>	<u>315,000</u>	<u>343,800</u>	<u>378,900</u>
	2	<u>162,000</u>	<u>177,700</u>	<u>204,500</u>	<u>244,100</u>	<u>289,900</u>	<u>317,200</u>	<u>346,000</u>	<u>381,100</u>
	3	<u>163,800</u>	<u>179,500</u>	<u>206,500</u>	<u>245,900</u>	<u>292,100</u>	<u>319,500</u>	<u>348,300</u>	<u>383,200</u>
	4	<u>165,500</u>	<u>181,300</u>	<u>208,500</u>	<u>247,700</u>	<u>294,400</u>	<u>321,700</u>	<u>350,500</u>	<u>385,300</u>
	5	<u>167,000</u>	<u>183,200</u>	<u>210,500</u>	<u>249,400</u>	<u>296,300</u>	<u>324,000</u>	<u>352,600</u>	<u>387,200</u>
	6	<u>168,900</u>	<u>185,500</u>	<u>212,500</u>	<u>251,200</u>	<u>298,600</u>	<u>326,200</u>	<u>354,700</u>	<u>389,200</u>
	7	<u>170,700</u>	<u>187,800</u>	<u>214,500</u>	<u>252,800</u>	<u>300,900</u>	<u>328,500</u>	<u>356,900</u>	<u>391,100</u>
	8	<u>172,600</u>	<u>190,100</u>	<u>216,400</u>	<u>254,500</u>	<u>303,100</u>	<u>330,800</u>	<u>359,100</u>	<u>392,900</u>
	9	<u>174,300</u>	<u>192,300</u>	<u>218,500</u>	<u>256,000</u>	<u>305,200</u>	<u>332,700</u>	<u>361,000</u>	<u>394,700</u>
	10	<u>176,000</u>	<u>194,900</u>	<u>220,300</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>335,000</u>	<u>363,200</u>	<u>396,700</u>
	11	<u>177,700</u>	<u>197,400</u>	<u>222,100</u>	<u>259,000</u>	<u>309,700</u>	<u>337,200</u>	<u>365,300</u>	<u>398,700</u>
	12	<u>179,400</u>	<u>199,900</u>	<u>223,900</u>	<u>260,500</u>	<u>311,900</u>	<u>339,500</u>	<u>367,500</u>	<u>400,800</u>
	13	<u>181,300</u>	<u>202,300</u>	<u>225,800</u>	<u>262,200</u>	<u>314,000</u>	<u>341,600</u>	<u>369,700</u>	<u>402,600</u>
	14	<u>183,400</u>	<u>204,100</u>	<u>227,700</u>	<u>263,600</u>	<u>316,300</u>	<u>343,700</u>	<u>371,800</u>	<u>404,700</u>
	15	<u>185,500</u>	<u>205,900</u>	<u>229,600</u>	<u>264,800</u>	<u>318,500</u>	<u>345,900</u>	<u>374,000</u>	<u>406,700</u>
	16	<u>187,600</u>	<u>207,700</u>	<u>231,500</u>	<u>266,100</u>	<u>320,800</u>	<u>348,000</u>	<u>376,100</u>	<u>408,800</u>
	17	<u>189,800</u>	<u>209,600</u>	<u>233,100</u>	<u>267,300</u>	<u>322,700</u>	<u>350,200</u>	<u>377,900</u>	<u>410,500</u>
	18	<u>192,200</u>	<u>211,500</u>	<u>234,900</u>	<u>268,900</u>	<u>325,000</u>	<u>352,200</u>	<u>379,900</u>	<u>412,200</u>
	19	<u>194,600</u>	<u>213,400</u>	<u>236,700</u>	<u>270,400</u>	<u>327,100</u>	<u>354,300</u>	<u>381,900</u>	<u>413,900</u>
	20	<u>197,000</u>	<u>215,200</u>	<u>238,500</u>	<u>271,900</u>	<u>329,400</u>	<u>356,400</u>	<u>383,900</u>	<u>415,500</u>
	21	<u>199,500</u>	<u>216,900</u>	<u>240,100</u>	<u>273,300</u>	<u>331,500</u>	<u>358,500</u>	<u>385,700</u>	<u>417,200</u>
	22	<u>201,300</u>	<u>218,700</u>	<u>241,500</u>	<u>274,700</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>387,800</u>	<u>418,800</u>
	23	<u>203,100</u>	<u>220,500</u>	<u>242,700</u>	<u>276,300</u>	<u>335,600</u>	<u>362,500</u>	<u>389,900</u>	<u>420,200</u>
	24	<u>204,900</u>	<u>222,300</u>	<u>244,000</u>	<u>277,900</u>	<u>337,600</u>	<u>364,600</u>	<u>391,900</u>	<u>421,700</u>
	25	<u>206,800</u>	<u>224,000</u>	<u>245,300</u>	<u>279,100</u>	<u>339,600</u>	<u>366,500</u>	<u>393,600</u>	<u>423,000</u>
	26	<u>208,600</u>	<u>225,700</u>	<u>246,700</u>	<u>281,200</u>	<u>341,700</u>	<u>368,500</u>	<u>395,600</u>	<u>424,400</u>
	27	<u>210,400</u>	<u>227,400</u>	<u>248,100</u>	<u>283,300</u>	<u>343,700</u>	<u>370,600</u>	<u>397,700</u>	<u>425,900</u>
	28	<u>212,100</u>	<u>229,100</u>	<u>249,300</u>	<u>285,400</u>	<u>345,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,800</u>	<u>427,500</u>
	29	<u>214,000</u>	<u>230,600</u>	<u>250,600</u>	<u>287,400</u>	<u>347,900</u>	<u>374,500</u>	<u>401,300</u>	<u>428,800</u>
	30	<u>215,800</u>	<u>232,400</u>	<u>251,700</u>	<u>289,400</u>	<u>350,000</u>	<u>376,600</u>	<u>403,100</u>	<u>430,500</u>
	31	<u>217,600</u>	<u>234,200</u>	<u>253,100</u>	<u>291,400</u>	<u>352,000</u>	<u>378,700</u>	<u>404,800</u>	<u>432,200</u>
	32	<u>219,400</u>	<u>236,000</u>	<u>254,200</u>	<u>293,300</u>	<u>354,100</u>	<u>380,700</u>	<u>406,500</u>	<u>433,800</u>
	33	<u>221,100</u>	<u>237,400</u>	<u>255,300</u>	<u>295,200</u>	<u>355,800</u>	<u>382,600</u>	<u>408,200</u>	<u>435,200</u>
	34	<u>222,800</u>	<u>238,900</u>	<u>256,600</u>	<u>297,000</u>	<u>357,800</u>	<u>384,700</u>	<u>409,700</u>	<u>436,900</u>
	35	<u>224,500</u>	<u>240,200</u>	<u>257,800</u>	<u>298,900</u>	<u>359,800</u>	<u>386,800</u>	<u>411,300</u>	<u>438,600</u>
36	<u>226,200</u>	<u>241,600</u>	<u>259,000</u>	<u>300,800</u>	<u>361,900</u>	<u>388,700</u>	<u>412,800</u>	<u>440,200</u>	

改 正 案

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>163,200</u>	<u>178,800</u>	<u>205,400</u>	<u>245,300</u>	<u>289,400</u>	<u>316,300</u>	<u>345,100</u>	<u>380,200</u>
	2	<u>164,900</u>	<u>180,600</u>	<u>207,400</u>	<u>247,100</u>	<u>291,600</u>	<u>318,500</u>	<u>347,300</u>	<u>382,400</u>
	3	<u>166,700</u>	<u>182,400</u>	<u>209,400</u>	<u>248,900</u>	<u>293,700</u>	<u>320,800</u>	<u>349,600</u>	<u>384,500</u>
	4	<u>168,400</u>	<u>184,200</u>	<u>211,400</u>	<u>250,700</u>	<u>296,000</u>	<u>323,000</u>	<u>351,800</u>	<u>386,600</u>
	5	<u>169,900</u>	<u>186,100</u>	<u>213,400</u>	<u>252,400</u>	<u>297,900</u>	<u>325,300</u>	<u>353,900</u>	<u>388,500</u>
	6	<u>171,800</u>	<u>188,400</u>	<u>215,400</u>	<u>254,200</u>	<u>300,100</u>	<u>327,500</u>	<u>356,000</u>	<u>390,500</u>
	7	<u>173,600</u>	<u>190,700</u>	<u>217,400</u>	<u>255,800</u>	<u>302,300</u>	<u>329,800</u>	<u>358,200</u>	<u>392,300</u>
	8	<u>175,500</u>	<u>193,000</u>	<u>219,300</u>	<u>257,500</u>	<u>304,500</u>	<u>332,100</u>	<u>360,400</u>	<u>394,100</u>
	9	<u>177,200</u>	<u>195,200</u>	<u>221,400</u>	<u>258,900</u>	<u>306,500</u>	<u>334,000</u>	<u>362,300</u>	<u>395,900</u>
	10	<u>178,900</u>	<u>197,800</u>	<u>223,200</u>	<u>260,500</u>	<u>308,700</u>	<u>336,300</u>	<u>364,500</u>	<u>397,900</u>
	11	<u>180,600</u>	<u>200,300</u>	<u>225,000</u>	<u>261,800</u>	<u>311,000</u>	<u>338,500</u>	<u>366,600</u>	<u>399,900</u>
	12	<u>182,300</u>	<u>202,800</u>	<u>226,800</u>	<u>263,200</u>	<u>313,200</u>	<u>340,800</u>	<u>368,800</u>	<u>402,000</u>
	13	<u>184,200</u>	<u>205,200</u>	<u>228,700</u>	<u>264,800</u>	<u>315,300</u>	<u>342,900</u>	<u>371,000</u>	<u>403,700</u>
	14	<u>186,300</u>	<u>207,000</u>	<u>230,600</u>	<u>266,200</u>	<u>317,600</u>	<u>345,000</u>	<u>373,100</u>	<u>405,800</u>
	15	<u>188,400</u>	<u>208,800</u>	<u>232,500</u>	<u>267,300</u>	<u>319,800</u>	<u>347,200</u>	<u>375,300</u>	<u>407,800</u>
	16	<u>190,500</u>	<u>210,600</u>	<u>234,400</u>	<u>268,600</u>	<u>322,100</u>	<u>349,300</u>	<u>377,400</u>	<u>409,900</u>
	17	<u>192,700</u>	<u>212,500</u>	<u>236,000</u>	<u>269,700</u>	<u>324,000</u>	<u>351,500</u>	<u>379,200</u>	<u>411,600</u>
	18	<u>195,100</u>	<u>214,400</u>	<u>237,800</u>	<u>271,100</u>	<u>326,300</u>	<u>353,500</u>	<u>381,200</u>	<u>413,300</u>
	19	<u>197,500</u>	<u>216,300</u>	<u>239,600</u>	<u>272,500</u>	<u>328,400</u>	<u>355,600</u>	<u>383,100</u>	<u>415,000</u>
	20	<u>199,900</u>	<u>218,100</u>	<u>241,400</u>	<u>274,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,700</u>	<u>385,100</u>	<u>416,600</u>
	21	<u>202,400</u>	<u>219,800</u>	<u>243,000</u>	<u>275,300</u>	<u>332,800</u>	<u>359,800</u>	<u>386,900</u>	<u>418,300</u>
	22	<u>204,200</u>	<u>221,600</u>	<u>244,400</u>	<u>276,700</u>	<u>334,800</u>	<u>361,800</u>	<u>389,000</u>	<u>419,900</u>
	23	<u>206,000</u>	<u>223,400</u>	<u>245,600</u>	<u>278,200</u>	<u>336,900</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>421,300</u>
	24	<u>207,800</u>	<u>225,200</u>	<u>246,900</u>	<u>279,700</u>	<u>338,900</u>	<u>365,900</u>	<u>393,100</u>	<u>422,800</u>
	25	<u>209,700</u>	<u>226,900</u>	<u>248,200</u>	<u>280,900</u>	<u>340,900</u>	<u>367,800</u>	<u>394,800</u>	<u>424,100</u>
	26	<u>211,500</u>	<u>228,600</u>	<u>249,500</u>	<u>282,900</u>	<u>343,000</u>	<u>369,800</u>	<u>396,800</u>	<u>425,500</u>
	27	<u>213,300</u>	<u>230,300</u>	<u>250,800</u>	<u>284,900</u>	<u>345,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,900</u>	<u>427,000</u>
	28	<u>215,000</u>	<u>232,000</u>	<u>252,000</u>	<u>286,900</u>	<u>347,000</u>	<u>373,800</u>	<u>401,000</u>	<u>428,600</u>
	29	<u>216,900</u>	<u>233,400</u>	<u>253,200</u>	<u>288,900</u>	<u>349,200</u>	<u>375,700</u>	<u>402,500</u>	<u>429,900</u>
	30	<u>218,700</u>	<u>235,200</u>	<u>254,300</u>	<u>290,900</u>	<u>351,300</u>	<u>377,800</u>	<u>404,300</u>	<u>431,600</u>
	31	<u>220,500</u>	<u>237,000</u>	<u>255,600</u>	<u>292,800</u>	<u>353,300</u>	<u>379,900</u>	<u>406,000</u>	<u>433,300</u>
	32	<u>222,300</u>	<u>238,800</u>	<u>256,700</u>	<u>294,700</u>	<u>355,400</u>	<u>381,900</u>	<u>407,700</u>	<u>434,900</u>
	33	<u>224,000</u>	<u>240,200</u>	<u>257,600</u>	<u>296,500</u>	<u>357,100</u>	<u>383,800</u>	<u>409,400</u>	<u>436,300</u>
	34	<u>225,700</u>	<u>241,700</u>	<u>258,800</u>	<u>298,300</u>	<u>359,100</u>	<u>385,900</u>	<u>410,900</u>	<u>438,000</u>
	35	<u>227,400</u>	<u>243,000</u>	<u>259,900</u>	<u>300,200</u>	<u>361,000</u>	<u>388,000</u>	<u>412,500</u>	<u>439,700</u>
36	<u>229,100</u>	<u>244,400</u>	<u>261,100</u>	<u>302,100</u>	<u>363,100</u>	<u>389,900</u>	<u>414,000</u>	<u>441,300</u>	

現

行

37	<u>227,700</u>	<u>242,900</u>	<u>260,100</u>	<u>302,600</u>	<u>363,800</u>	<u>390,400</u>	<u>414,100</u>	<u>441,600</u>
38	<u>229,500</u>	<u>244,200</u>	<u>261,300</u>	<u>304,500</u>	<u>365,900</u>	<u>391,900</u>	<u>415,600</u>	<u>442,300</u>
39	<u>231,300</u>	<u>245,500</u>	<u>262,500</u>	<u>306,400</u>	<u>367,900</u>	<u>393,200</u>	<u>417,100</u>	<u>443,000</u>
40	<u>233,100</u>	<u>246,700</u>	<u>263,600</u>	<u>308,200</u>	<u>369,900</u>	<u>394,600</u>	<u>418,600</u>	<u>443,700</u>
41	<u>234,500</u>	<u>248,000</u>	<u>264,800</u>	<u>310,100</u>	<u>371,900</u>	<u>395,800</u>	<u>420,100</u>	<u>444,100</u>
42	<u>235,900</u>	<u>249,200</u>	<u>266,400</u>	<u>311,900</u>	<u>374,000</u>	<u>396,900</u>	<u>421,400</u>	<u>444,700</u>
43	<u>237,200</u>	<u>250,500</u>	<u>267,900</u>	<u>313,800</u>	<u>376,100</u>	<u>397,900</u>	<u>422,700</u>	<u>445,400</u>
44	<u>238,400</u>	<u>251,600</u>	<u>269,100</u>	<u>315,700</u>	<u>378,100</u>	<u>398,900</u>	<u>423,900</u>	<u>446,000</u>
45	<u>239,700</u>	<u>252,800</u>	<u>270,300</u>	<u>317,500</u>	<u>379,800</u>	<u>400,100</u>	<u>424,900</u>	<u>446,800</u>
46	<u>240,800</u>	<u>254,000</u>	<u>271,900</u>	<u>319,400</u>	<u>381,500</u>	<u>401,300</u>	<u>425,600</u>	<u>447,500</u>
47	<u>241,900</u>	<u>255,200</u>	<u>273,600</u>	<u>321,300</u>	<u>383,100</u>	<u>402,400</u>	<u>426,400</u>	<u>448,000</u>
48	<u>242,900</u>	<u>256,400</u>	<u>275,200</u>	<u>323,100</u>	<u>384,800</u>	<u>403,600</u>	<u>427,200</u>	<u>448,500</u>
49	<u>243,900</u>	<u>257,500</u>	<u>277,000</u>	<u>324,700</u>	<u>386,200</u>	<u>404,900</u>	<u>427,700</u>	<u>449,000</u>
50	<u>245,000</u>	<u>258,700</u>	<u>278,700</u>	<u>326,300</u>	<u>387,200</u>	<u>405,700</u>	<u>428,100</u>	<u>449,300</u>
51	<u>246,300</u>	<u>259,900</u>	<u>280,400</u>	<u>327,900</u>	<u>388,200</u>	<u>406,500</u>	<u>428,500</u>	<u>449,600</u>
52	<u>247,400</u>	<u>261,100</u>	<u>282,000</u>	<u>329,600</u>	<u>389,200</u>	<u>407,200</u>	<u>428,800</u>	<u>450,000</u>
53	<u>248,500</u>	<u>262,300</u>	<u>283,500</u>	<u>331,300</u>	<u>390,500</u>	<u>407,700</u>	<u>429,100</u>	<u>450,400</u>
54	<u>249,800</u>	<u>263,600</u>	<u>285,300</u>	<u>333,000</u>	<u>391,600</u>	<u>408,400</u>	<u>429,500</u>	<u>450,600</u>
55	<u>250,900</u>	<u>265,100</u>	<u>287,000</u>	<u>334,800</u>	<u>392,700</u>	<u>409,100</u>	<u>429,800</u>	<u>450,900</u>
56	<u>252,100</u>	<u>266,300</u>	<u>288,800</u>	<u>336,600</u>	<u>393,900</u>	<u>409,700</u>	<u>430,100</u>	<u>451,100</u>
57	<u>253,300</u>	<u>267,400</u>	<u>290,400</u>	<u>337,800</u>	<u>395,200</u>	<u>410,400</u>	<u>430,400</u>	<u>451,500</u>
58	<u>254,300</u>	<u>269,100</u>	<u>292,100</u>	<u>339,500</u>	<u>396,000</u>	<u>410,800</u>	<u>430,700</u>	<u>451,700</u>
59	<u>255,300</u>	<u>270,700</u>	<u>293,900</u>	<u>341,200</u>	<u>396,800</u>	<u>411,400</u>	<u>431,000</u>	<u>451,900</u>
60	<u>256,400</u>	<u>272,300</u>	<u>295,700</u>	<u>342,800</u>	<u>397,500</u>	<u>412,000</u>	<u>431,300</u>	<u>452,100</u>
61	<u>257,500</u>	<u>273,900</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>398,000</u>	<u>412,400</u>	<u>431,600</u>	<u>452,500</u>
62	<u>258,700</u>	<u>275,500</u>	<u>299,000</u>	<u>346,100</u>	<u>398,700</u>	<u>413,000</u>	<u>431,900</u>	
63	<u>259,900</u>	<u>277,100</u>	<u>300,800</u>	<u>347,800</u>	<u>399,400</u>	<u>413,500</u>	<u>432,200</u>	
64	<u>260,900</u>	<u>278,700</u>	<u>302,500</u>	<u>349,500</u>	<u>400,100</u>	<u>414,000</u>	<u>432,500</u>	
65	<u>262,000</u>	<u>280,200</u>	<u>304,000</u>	<u>351,100</u>	<u>400,400</u>	<u>414,500</u>	<u>432,800</u>	
66	<u>263,300</u>	<u>281,600</u>	<u>305,700</u>	<u>352,700</u>	<u>401,100</u>	<u>415,100</u>	<u>433,100</u>	
67	<u>264,700</u>	<u>283,100</u>	<u>307,300</u>	<u>354,300</u>	<u>401,800</u>	<u>415,500</u>	<u>433,400</u>	
68	<u>266,000</u>	<u>284,600</u>	<u>309,000</u>	<u>355,900</u>	<u>402,400</u>	<u>416,000</u>	<u>433,700</u>	
69	<u>267,200</u>	<u>286,200</u>	<u>310,600</u>	<u>357,100</u>	<u>402,800</u>	<u>416,400</u>	<u>433,900</u>	
70	<u>268,600</u>	<u>287,700</u>	<u>312,000</u>	<u>358,500</u>	<u>403,300</u>	<u>416,700</u>	<u>434,200</u>	
71	<u>270,000</u>	<u>289,300</u>	<u>313,500</u>	<u>359,800</u>	<u>403,900</u>	<u>417,000</u>	<u>434,500</u>	
72	<u>271,400</u>	<u>290,900</u>	<u>315,000</u>	<u>361,200</u>	<u>404,400</u>	<u>417,300</u>	<u>434,800</u>	
73	<u>272,700</u>	<u>292,200</u>	<u>316,000</u>	<u>362,400</u>	<u>404,900</u>	<u>417,600</u>	<u>435,000</u>	
74	<u>274,100</u>	<u>293,600</u>	<u>317,600</u>	<u>363,600</u>	<u>405,300</u>	<u>417,900</u>	<u>435,300</u>	
75	<u>275,500</u>	<u>295,100</u>	<u>319,200</u>	<u>364,900</u>	<u>405,800</u>	<u>418,200</u>	<u>435,600</u>	
76	<u>276,800</u>	<u>296,600</u>	<u>320,900</u>	<u>366,200</u>	<u>406,300</u>	<u>418,500</u>	<u>435,900</u>	
77	<u>278,000</u>	<u>297,700</u>	<u>322,700</u>	<u>367,500</u>	<u>406,800</u>	<u>418,700</u>	<u>436,100</u>	
78	<u>279,200</u>	<u>299,200</u>	<u>324,400</u>	<u>368,700</u>	<u>407,300</u>	<u>419,000</u>	<u>436,400</u>	

改 正 案

37	<u>230,500</u>	<u>245,700</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>365,000</u>	<u>391,600</u>	<u>415,300</u>	<u>442,700</u>
38	<u>232,300</u>	<u>247,000</u>	<u>263,300</u>	<u>305,800</u>	<u>367,100</u>	<u>393,100</u>	<u>416,800</u>	<u>443,400</u>
39	<u>234,100</u>	<u>248,200</u>	<u>264,400</u>	<u>307,700</u>	<u>369,100</u>	<u>394,400</u>	<u>418,300</u>	<u>444,100</u>
40	<u>235,900</u>	<u>249,400</u>	<u>265,400</u>	<u>309,500</u>	<u>371,100</u>	<u>395,800</u>	<u>419,800</u>	<u>444,800</u>
41	<u>237,300</u>	<u>250,600</u>	<u>266,600</u>	<u>311,400</u>	<u>373,100</u>	<u>397,000</u>	<u>421,300</u>	<u>445,200</u>
42	<u>238,700</u>	<u>251,800</u>	<u>268,100</u>	<u>313,200</u>	<u>375,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,600</u>	<u>445,800</u>
43	<u>240,000</u>	<u>252,900</u>	<u>269,400</u>	<u>315,100</u>	<u>377,300</u>	<u>399,100</u>	<u>423,900</u>	<u>446,500</u>
44	<u>241,200</u>	<u>254,000</u>	<u>270,600</u>	<u>317,000</u>	<u>379,300</u>	<u>400,100</u>	<u>425,100</u>	<u>447,100</u>
45	<u>242,500</u>	<u>255,100</u>	<u>271,800</u>	<u>318,800</u>	<u>381,000</u>	<u>401,300</u>	<u>426,100</u>	<u>447,900</u>
46	<u>243,600</u>	<u>256,200</u>	<u>273,300</u>	<u>320,700</u>	<u>382,700</u>	<u>402,500</u>	<u>426,800</u>	<u>448,600</u>
47	<u>244,600</u>	<u>257,300</u>	<u>274,900</u>	<u>322,600</u>	<u>384,300</u>	<u>403,600</u>	<u>427,600</u>	<u>449,100</u>
48	<u>245,500</u>	<u>258,500</u>	<u>276,500</u>	<u>324,400</u>	<u>386,000</u>	<u>404,800</u>	<u>428,400</u>	<u>449,600</u>
49	<u>246,400</u>	<u>259,500</u>	<u>278,300</u>	<u>326,000</u>	<u>387,400</u>	<u>406,100</u>	<u>428,900</u>	<u>450,100</u>
50	<u>247,500</u>	<u>260,700</u>	<u>280,000</u>	<u>327,600</u>	<u>388,400</u>	<u>406,900</u>	<u>429,300</u>	<u>450,400</u>
51	<u>248,700</u>	<u>261,800</u>	<u>281,700</u>	<u>329,200</u>	<u>389,400</u>	<u>407,700</u>	<u>429,700</u>	<u>450,700</u>
52	<u>249,800</u>	<u>262,900</u>	<u>283,300</u>	<u>330,900</u>	<u>390,400</u>	<u>408,400</u>	<u>430,000</u>	<u>451,100</u>
53	<u>250,800</u>	<u>264,100</u>	<u>284,800</u>	<u>332,600</u>	<u>391,700</u>	<u>408,900</u>	<u>430,300</u>	<u>451,500</u>
54	<u>252,000</u>	<u>265,200</u>	<u>286,600</u>	<u>334,300</u>	<u>392,800</u>	<u>409,600</u>	<u>430,700</u>	<u>451,700</u>
55	<u>253,000</u>	<u>266,600</u>	<u>288,300</u>	<u>336,100</u>	<u>393,900</u>	<u>410,300</u>	<u>431,000</u>	<u>452,000</u>
56	<u>254,200</u>	<u>267,800</u>	<u>290,100</u>	<u>337,900</u>	<u>395,100</u>	<u>410,900</u>	<u>431,300</u>	<u>452,200</u>
57	<u>255,300</u>	<u>268,900</u>	<u>291,700</u>	<u>339,100</u>	<u>396,400</u>	<u>411,600</u>	<u>431,600</u>	<u>452,600</u>
58	<u>256,300</u>	<u>270,500</u>	<u>293,400</u>	<u>340,800</u>	<u>397,200</u>	<u>412,000</u>	<u>431,900</u>	<u>452,800</u>
59	<u>257,100</u>	<u>272,000</u>	<u>295,200</u>	<u>342,400</u>	<u>398,000</u>	<u>412,600</u>	<u>432,200</u>	<u>453,000</u>
60	<u>258,100</u>	<u>273,600</u>	<u>297,000</u>	<u>344,000</u>	<u>398,700</u>	<u>413,200</u>	<u>432,500</u>	<u>453,200</u>
61	<u>259,200</u>	<u>275,200</u>	<u>298,500</u>	<u>345,600</u>	<u>399,200</u>	<u>413,600</u>	<u>432,800</u>	<u>453,600</u>
62	<u>260,300</u>	<u>276,800</u>	<u>300,300</u>	<u>347,300</u>	<u>399,900</u>	<u>414,200</u>	<u>433,100</u>	
63	<u>261,400</u>	<u>278,400</u>	<u>302,100</u>	<u>349,000</u>	<u>400,600</u>	<u>414,700</u>	<u>433,400</u>	
64	<u>262,400</u>	<u>280,000</u>	<u>303,800</u>	<u>350,700</u>	<u>401,300</u>	<u>415,200</u>	<u>433,700</u>	
65	<u>263,500</u>	<u>281,500</u>	<u>305,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,600</u>	<u>415,700</u>	<u>434,000</u>	
66	<u>264,700</u>	<u>282,900</u>	<u>307,000</u>	<u>353,900</u>	<u>402,300</u>	<u>416,300</u>	<u>434,300</u>	
67	<u>266,000</u>	<u>284,400</u>	<u>308,600</u>	<u>355,500</u>	<u>403,000</u>	<u>416,700</u>	<u>434,600</u>	
68	<u>267,300</u>	<u>285,900</u>	<u>310,300</u>	<u>357,100</u>	<u>403,600</u>	<u>417,200</u>	<u>434,900</u>	
69	<u>268,500</u>	<u>287,500</u>	<u>311,900</u>	<u>358,300</u>	<u>404,000</u>	<u>417,600</u>	<u>435,100</u>	
70	<u>269,900</u>	<u>289,000</u>	<u>313,300</u>	<u>359,700</u>	<u>404,500</u>	<u>417,900</u>	<u>435,400</u>	
71	<u>271,300</u>	<u>290,600</u>	<u>314,800</u>	<u>361,000</u>	<u>405,100</u>	<u>418,200</u>	<u>435,700</u>	
72	<u>272,700</u>	<u>292,200</u>	<u>316,300</u>	<u>362,400</u>	<u>405,600</u>	<u>418,500</u>	<u>436,000</u>	
73	<u>274,000</u>	<u>293,500</u>	<u>317,300</u>	<u>363,600</u>	<u>406,100</u>	<u>418,800</u>	<u>436,200</u>	
74	<u>275,400</u>	<u>294,900</u>	<u>318,900</u>	<u>364,800</u>	<u>406,500</u>	<u>419,100</u>	<u>436,500</u>	
75	<u>276,800</u>	<u>296,400</u>	<u>320,400</u>	<u>366,100</u>	<u>407,000</u>	<u>419,400</u>	<u>436,800</u>	
76	<u>278,100</u>	<u>297,900</u>	<u>322,100</u>	<u>367,400</u>	<u>407,500</u>	<u>419,700</u>	<u>437,100</u>	
77	<u>279,300</u>	<u>299,000</u>	<u>323,900</u>	<u>368,700</u>	<u>408,000</u>	<u>419,900</u>	<u>437,300</u>	
78	<u>280,500</u>	<u>300,500</u>	<u>325,600</u>	<u>369,900</u>	<u>408,500</u>	<u>420,200</u>	<u>437,600</u>	

現

行

79	<u>280,400</u>	<u>300,600</u>	<u>326,000</u>	<u>369,900</u>	<u>407,900</u>	<u>419,300</u>	<u>436,700</u>
80	<u>281,500</u>	<u>302,100</u>	<u>327,600</u>	<u>371,100</u>	<u>408,400</u>	<u>419,600</u>	<u>437,000</u>
81	<u>282,800</u>	<u>303,600</u>	<u>329,300</u>	<u>372,300</u>	<u>408,800</u>	<u>419,800</u>	<u>437,200</u>
82	<u>284,000</u>	<u>305,000</u>	<u>331,000</u>	<u>373,500</u>	<u>409,400</u>	<u>420,100</u>	<u>437,500</u>
83	<u>285,300</u>	<u>306,300</u>	<u>332,600</u>	<u>374,600</u>	<u>409,900</u>	<u>420,400</u>	<u>437,800</u>
84	<u>286,600</u>	<u>307,700</u>	<u>334,300</u>	<u>375,800</u>	<u>410,100</u>	<u>420,600</u>	<u>438,100</u>
85	<u>287,800</u>	<u>308,900</u>	<u>335,700</u>	<u>376,900</u>	<u>410,400</u>	<u>420,800</u>	<u>438,300</u>
86	<u>289,000</u>	<u>310,400</u>	<u>337,200</u>	<u>377,500</u>	<u>410,900</u>	<u>421,100</u>	
87	<u>290,200</u>	<u>311,800</u>	<u>338,700</u>	<u>378,000</u>	<u>411,200</u>	<u>421,400</u>	
88	<u>291,400</u>	<u>313,300</u>	<u>340,200</u>	<u>378,600</u>	<u>411,500</u>	<u>421,600</u>	
89	<u>292,500</u>	<u>314,800</u>	<u>341,500</u>	<u>379,200</u>	<u>411,800</u>	<u>421,800</u>	
90	<u>293,700</u>	<u>316,300</u>	<u>342,700</u>	<u>379,800</u>	<u>412,200</u>	<u>422,100</u>	
91	<u>294,800</u>	<u>317,700</u>	<u>344,000</u>	<u>380,400</u>	<u>412,600</u>	<u>422,400</u>	
92	<u>296,000</u>	<u>319,200</u>	<u>345,300</u>	<u>381,000</u>	<u>413,000</u>	<u>422,600</u>	
93	<u>296,800</u>	<u>320,500</u>	<u>346,700</u>	<u>381,300</u>	<u>413,300</u>	<u>422,800</u>	
94	<u>298,100</u>	<u>321,800</u>	<u>348,200</u>	<u>381,800</u>			
95	<u>299,300</u>	<u>323,200</u>	<u>349,700</u>	<u>382,400</u>			
96	<u>300,600</u>	<u>324,500</u>	<u>351,200</u>	<u>382,900</u>			
97	<u>301,700</u>	<u>325,700</u>	<u>352,500</u>	<u>383,300</u>			
98	<u>302,900</u>	<u>327,000</u>	<u>353,700</u>	<u>383,700</u>			
99	<u>304,100</u>	<u>328,300</u>	<u>354,800</u>	<u>384,300</u>			
100	<u>305,300</u>	<u>329,600</u>	<u>356,000</u>	<u>384,800</u>			
101	<u>306,500</u>	<u>331,000</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>			
102	<u>307,500</u>	<u>331,900</u>	<u>358,200</u>	<u>385,700</u>			
103	<u>308,600</u>	<u>333,100</u>	<u>359,300</u>	<u>386,300</u>			
104	<u>309,600</u>	<u>334,300</u>	<u>360,500</u>	<u>386,800</u>			
105	<u>310,400</u>	<u>335,400</u>	<u>361,700</u>	<u>387,100</u>			
106	<u>311,000</u>	<u>336,500</u>	<u>362,200</u>	<u>387,500</u>			
107	<u>311,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,800</u>	<u>388,000</u>			
108	<u>312,300</u>	<u>338,600</u>	<u>363,400</u>	<u>388,300</u>			
109	<u>312,800</u>	<u>339,800</u>	<u>364,000</u>	<u>388,600</u>			
110	<u>313,300</u>	<u>340,800</u>	<u>364,500</u>	<u>389,100</u>			
111	<u>313,900</u>	<u>341,800</u>	<u>365,000</u>	<u>389,600</u>			
112	<u>314,500</u>	<u>342,700</u>	<u>365,500</u>	<u>390,100</u>			
113	<u>315,300</u>	<u>343,600</u>	<u>365,900</u>	<u>390,400</u>			
114	<u>316,000</u>	<u>344,500</u>	<u>366,300</u>	<u>390,900</u>			
115	<u>316,700</u>	<u>345,500</u>	<u>366,900</u>	<u>391,400</u>			
116	<u>317,400</u>	<u>346,500</u>	<u>367,400</u>	<u>391,900</u>			
117	<u>318,000</u>	<u>347,500</u>	<u>367,800</u>	<u>392,200</u>			
118	<u>318,800</u>	<u>348,000</u>	<u>368,300</u>	<u>392,700</u>			
119	<u>319,500</u>	<u>348,600</u>	<u>368,900</u>	<u>393,200</u>			
120	<u>320,300</u>	<u>349,200</u>	<u>369,400</u>	<u>393,700</u>			

改 正 案

79	<u>281,700</u>	<u>301,900</u>	<u>327,200</u>	<u>371,100</u>	<u>409,100</u>	<u>420,500</u>	<u>437,900</u>
80	<u>282,800</u>	<u>303,400</u>	<u>328,800</u>	<u>372,300</u>	<u>409,600</u>	<u>420,800</u>	<u>438,200</u>
81	<u>284,100</u>	<u>304,900</u>	<u>330,500</u>	<u>373,500</u>	<u>410,000</u>	<u>421,000</u>	<u>438,400</u>
82	<u>285,300</u>	<u>306,300</u>	<u>332,200</u>	<u>374,700</u>	<u>410,600</u>	<u>421,300</u>	<u>438,700</u>
83	<u>286,600</u>	<u>307,600</u>	<u>333,800</u>	<u>375,800</u>	<u>411,100</u>	<u>421,600</u>	<u>439,000</u>
84	<u>287,900</u>	<u>309,000</u>	<u>335,500</u>	<u>377,000</u>	<u>411,300</u>	<u>421,800</u>	<u>439,300</u>
85	<u>289,100</u>	<u>310,200</u>	<u>336,900</u>	<u>378,100</u>	<u>411,600</u>	<u>422,000</u>	<u>439,500</u>
86	<u>290,300</u>	<u>311,700</u>	<u>338,400</u>	<u>378,700</u>	<u>412,100</u>	<u>422,300</u>	
87	<u>291,500</u>	<u>313,000</u>	<u>339,900</u>	<u>379,200</u>	<u>412,400</u>	<u>422,600</u>	
88	<u>292,700</u>	<u>314,500</u>	<u>341,400</u>	<u>379,800</u>	<u>412,700</u>	<u>422,800</u>	
89	<u>293,800</u>	<u>316,000</u>	<u>342,700</u>	<u>380,400</u>	<u>413,000</u>	<u>423,000</u>	
90	<u>295,000</u>	<u>317,500</u>	<u>343,900</u>	<u>381,000</u>	<u>413,400</u>	<u>423,300</u>	
91	<u>296,100</u>	<u>318,900</u>	<u>345,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,800</u>	<u>423,600</u>	
92	<u>297,300</u>	<u>320,400</u>	<u>346,500</u>	<u>382,200</u>	<u>414,200</u>	<u>423,800</u>	
93	<u>298,100</u>	<u>321,700</u>	<u>347,900</u>	<u>382,500</u>	<u>414,500</u>	<u>424,000</u>	
94	<u>299,400</u>	<u>323,000</u>	<u>349,400</u>	<u>383,000</u>			
95	<u>300,500</u>	<u>324,400</u>	<u>350,900</u>	<u>383,600</u>			
96	<u>301,800</u>	<u>325,700</u>	<u>352,400</u>	<u>384,100</u>			
97	<u>302,900</u>	<u>326,900</u>	<u>353,700</u>	<u>384,500</u>			
98	<u>304,100</u>	<u>328,200</u>	<u>354,900</u>	<u>384,900</u>			
99	<u>305,300</u>	<u>329,500</u>	<u>356,000</u>	<u>385,500</u>			
100	<u>306,500</u>	<u>330,800</u>	<u>357,200</u>	<u>386,000</u>			
101	<u>307,700</u>	<u>332,200</u>	<u>358,300</u>	<u>386,400</u>			
102	<u>308,700</u>	<u>333,100</u>	<u>359,400</u>	<u>386,900</u>			
103	<u>309,800</u>	<u>334,200</u>	<u>360,500</u>	<u>387,500</u>			
104	<u>310,800</u>	<u>335,400</u>	<u>361,700</u>	<u>388,000</u>			
105	<u>311,600</u>	<u>336,500</u>	<u>362,900</u>	<u>388,300</u>			
106	<u>312,200</u>	<u>337,600</u>	<u>363,400</u>	<u>388,700</u>			
107	<u>312,800</u>	<u>338,600</u>	<u>364,000</u>	<u>389,200</u>			
108	<u>313,500</u>	<u>339,700</u>	<u>364,600</u>	<u>389,500</u>			
109	<u>314,000</u>	<u>340,900</u>	<u>365,200</u>	<u>389,800</u>			
110	<u>314,500</u>	<u>341,900</u>	<u>365,700</u>	<u>390,300</u>			
111	<u>315,000</u>	<u>342,900</u>	<u>366,200</u>	<u>390,800</u>			
112	<u>315,600</u>	<u>343,800</u>	<u>366,700</u>	<u>391,300</u>			
113	<u>316,400</u>	<u>344,700</u>	<u>367,100</u>	<u>391,600</u>			
114	<u>317,100</u>	<u>345,600</u>	<u>367,500</u>	<u>392,100</u>			
115	<u>317,800</u>	<u>346,600</u>	<u>368,100</u>	<u>392,600</u>			
116	<u>318,500</u>	<u>347,600</u>	<u>368,600</u>	<u>393,100</u>			
117	<u>319,100</u>	<u>348,600</u>	<u>369,000</u>	<u>393,400</u>			
118	<u>319,900</u>	<u>349,100</u>	<u>369,500</u>	<u>393,900</u>			
119	<u>320,600</u>	<u>349,700</u>	<u>370,100</u>	<u>394,400</u>			
120	<u>321,400</u>	<u>350,300</u>	<u>370,600</u>	<u>394,900</u>			

現

行

121	<u>320,900</u>	<u>349,500</u>	<u>369,500</u>	<u>394,100</u>				
122	<u>321,200</u>	<u>349,900</u>	<u>370,100</u>	<u>394,600</u>				
123	<u>321,700</u>	<u>350,400</u>	<u>370,600</u>	<u>395,000</u>				
124	<u>322,200</u>	<u>350,800</u>	<u>371,000</u>	<u>395,500</u>				
125	<u>322,500</u>	<u>351,200</u>	<u>371,500</u>	<u>395,900</u>				
126		<u>351,600</u>	<u>372,000</u>					
127		<u>352,100</u>	<u>372,500</u>					
128		<u>352,500</u>	<u>373,000</u>					
129		<u>352,900</u>	<u>373,300</u>					
130		<u>353,300</u>	<u>373,800</u>					
131		<u>353,700</u>	<u>374,300</u>					
132		<u>354,100</u>	<u>374,800</u>					
133		<u>354,300</u>	<u>375,100</u>					
134		<u>354,800</u>	<u>375,600</u>					
135		<u>355,200</u>	<u>376,000</u>					
136		<u>355,500</u>	<u>376,400</u>					
137		<u>355,800</u>	<u>376,700</u>					
138		<u>356,200</u>	<u>377,200</u>					
139		<u>356,700</u>	<u>377,700</u>					
140		<u>357,200</u>	<u>378,200</u>					
141		<u>357,500</u>	<u>378,500</u>					
142		<u>358,000</u>						
143		<u>358,500</u>						
144		<u>359,000</u>						
145		<u>359,300</u>						
再任用職員	<u>238,900</u>	<u>250,600</u>	<u>254,800</u>	<u>286,200</u>	<u>302,700</u>	<u>316,800</u>	<u>340,400</u>	<u>375,600</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

121	<u>322,000</u>	<u>350,600</u>	<u>370,700</u>	<u>395,300</u>				
122	<u>322,300</u>	<u>351,000</u>	<u>371,300</u>	<u>395,800</u>				
123	<u>322,800</u>	<u>351,500</u>	<u>371,800</u>	<u>396,200</u>				
124	<u>323,300</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,700</u>				
125	<u>323,600</u>	<u>352,300</u>	<u>372,700</u>	<u>397,100</u>				
126		<u>352,700</u>	<u>373,200</u>					
127		<u>353,200</u>	<u>373,700</u>					
128		<u>353,600</u>	<u>374,200</u>					
129		<u>354,000</u>	<u>374,500</u>					
130		<u>354,400</u>	<u>375,000</u>					
131		<u>354,800</u>	<u>375,500</u>					
132		<u>355,200</u>	<u>376,000</u>					
133		<u>355,400</u>	<u>376,300</u>					
134		<u>355,900</u>	<u>376,800</u>					
135		<u>356,300</u>	<u>377,200</u>					
136		<u>356,600</u>	<u>377,600</u>					
137		<u>356,900</u>	<u>377,900</u>					
138		<u>357,300</u>	<u>378,400</u>					
139		<u>357,800</u>	<u>378,900</u>					
140		<u>358,300</u>	<u>379,400</u>					
141		<u>358,600</u>	<u>379,700</u>					
142		<u>359,100</u>						
143		<u>359,600</u>						
144		<u>360,100</u>						
145		<u>360,400</u>						
再任用職員	<u>240,300</u>	<u>252,000</u>	<u>256,100</u>	<u>287,400</u>	<u>303,900</u>	<u>318,000</u>	<u>341,600</u>	<u>376,700</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、栃木市職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給料表）

第3条 略

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（昇給の基準）

第4条 1～3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～10 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第30項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、栃木市職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給料表）

第3条 略

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第3）

(2) 消防職給料表等級別基準職務表（別表第4）

3 等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級は、規則で定める。

（昇給の基準）

第4条 1～3 略

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5～10 略

（勤勉手当）

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第30項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ

当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100） を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5） を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額 に100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5） を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額 に100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100） を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

改 正 案

別表第3（第3条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 主査の職務
5級	副主幹の職務
6級	課長補佐の職務
7級	1 課長の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務 3 主幹の職務
8級	1 部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 副部長の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

別表第4（第3条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

職務の級	階級	基準となる職務
1級	消防士	主事の職務
2級	1 消防副士長 2 任命権者が特に定める困難な業務を処理する消防士	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務

現

行

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

改 正 案

3級	消防士長	主任の職務
4級	消防司令補	1 係長の職務 2 主査の職務
5級	消防司令	1 副主幹の職務 2 副分署長の職務
6級	任命権者が特に定める重要な業務を所掌する消防司令	1 課長の職務 2 課長補佐の職務 3 分署長の職務
7級	消防司令長	1 消防本部次長の職務 2 消防署長の職務 3 困難な業務を行う課長の職務 4 消防副署長の職務
8級	消防監	消防長の職務

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。

現 行

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	370,000円
2	418,000円
3	470,000円
4	531,000円

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	142,100 円	187,700 円	223,900 円	258,300 円	285,000 円	315,800 円	360,100 円	405,800 円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第4条関係)】

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.

改 正 案

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	144,600 円	190,200 円	226,400 円	259,900 円	286,200 円	317,000 円	361,300 円	406,900 円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合に

5」とあるのは「100分の16.0」とする。

【栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）】

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の勤務成績に応じ支給する。

【栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第6条関係）】

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第7条関係）】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公務のために内国旅行又は外国旅行をする本市職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 案

おいては100分の137.5とあるのは「100分の157.5」とする。

【**栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）**】

（勤勉手当）

第14条 勤勉手当は、6月及び12月に、職員の人事評価の結果及び勤務の状況に応じ支給する。

【**栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正（第6条関係）**】

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【**栃木市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第7条関係）**】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために内国旅行又は外国旅行をする本市職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(環 境 課)

議案第29号

栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市聖地公園管理基金の用途を改めることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市聖地公園管理基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市聖地公園管理基金を栃木市墓園管理基金とし、基金の用途を栃木市墓園における大規模な改修等に必要な財源に充てることに改めること。
(題名、第1条及び第6条関係)
- 2 基金に積み立てる額のうち予算で定める金額を栃木市墓園の使用に係る永代使用料に改めること。(第2条関係)

〔参照条文〕

議案第20号と同じ。

現 行

栃木市聖地公園管理基金条例

（設置）

第1条 栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の規定により設置する栃木市聖地公園における大規模な改修等に必要な財源に充てるため、栃木市聖地公園管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

（処分）

第6条 基金は、栃木市聖地公園に係る大規模な改修等に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

改 正 案

栃木市墓園管理基金条例

(設置)

第1条 栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号）の規定により設置する栃木市墓園における大規模な改修等に必要な財源に充てるため、栃木市墓園管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び栃木市墓園の使用に係る永代使用料を積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、栃木市墓園に係る大規模な改修等に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 基準該当生活介護、基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当自立訓練（生活訓練）の事業に指定地域密着型通所介護事業者を加えること。
(第96条、第150条及び第160条関係)
- 2 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の事業について、特区サービスによる通いサービスを削ること。(第97条及び第111条関係)
- 3 基準該当自立訓練（機能訓練）及び基準該当（生活訓練）の事業における指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の基準を設けること。
(第150条の2及び第160条の2関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

現	行
(基準該当生活介護の基準)	
第96条 生活介護に係る基準該当障がい福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。	
(1) 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。	
(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	
(3) <u>指定通所介護事業所</u> の従業者の員数が、当該 <u>指定通所介護事業所</u> が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該 <u>指定通所介護事業所</u> として必要とされる数以上であること。	
(4) 略	
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	
第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(栃木市指定地域密	

一部を改正する条例

改 正 案

(基準該当生活介護の基準)

第96条 生活介護に係る基準該当障がい福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第62条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サ

着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第111条第1号において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第111条第1号において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第192条第1項に規定する登録者をいう。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多

改 正 案

サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第218条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項又は第219条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準

現 行

機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、18人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第196条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとし

改 正 案

条例第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第1号又は第223条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により

た場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

(5) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障がい福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

改 正 案

基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。

(5) 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障がい福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第112条第5項又は第219条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 略

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

改 正 案

第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第116条第2項第2号ウ又は第223条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 略

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第150条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

現

行

改 正 案

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第160条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障がい福祉サービス(第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護を提供するものであること。

改 正 案

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。

(5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障がい福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を提供するものである

現

行

- (2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

改 正 案

こと。

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自

現

行

改 正 案

立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第81条において準用する指定通所支援基準第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第112条又は第219条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障がい者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(高齢福祉課)

議案第 31 号

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘を廃止することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 題名を改めること。(題名関係)
- 2 栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘に係る規定を削り、規定の整理を行うこと。(第1条、第2条、第4条及び別表関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

議案第31号（高齢福祉課）

栃木市高齢者デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

現	行								
<u>栃木市高齢者デイサービスセンター条例</u>									
<p>(設置)</p> <p>第1条 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>栃木市高齢者デイサービスセンター</u>（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ</td> <td>栃木市大平町真弓1438番地</td> </tr> <tr> <td>栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘</td> <td>栃木市都賀町臼久保301番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第4条 デイサービスセンターの利用時間及び休館日は、<u>別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。</u></p>		名称	位置	栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	栃木市大平町真弓1438番地	栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘	栃木市都賀町臼久保301番地1		
名称	位置								
栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ	栃木市大平町真弓1438番地								
栃木市都賀老人デイサービスセンター藤糸荘	栃木市都賀町臼久保301番地1								
<p><u>別表（第4条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">利用時間</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"> <u>栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ</u> </td> <td rowspan="3"> <u>午前9時から午後5時まで</u> </td> <td>(1) <u>日曜日及び土曜日</u></td> </tr> <tr> <td>(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u></td> </tr> <tr> <td>(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	利用時間	休館日	<u>栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	(1) <u>日曜日及び土曜日</u>	(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>	(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>
区分	利用時間	休館日							
<u>栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ</u>	<u>午前9時から午後5時まで</u>	(1) <u>日曜日及び土曜日</u>							
		(2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>							
		(3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u>							

改 正 案

栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ条例

(設置)

第1条 在宅高齢者等の福祉の向上を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の規定に基づき、栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ（以下「デイサービスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市大平高齢者デイサービスセンターまゆみ

位置 栃木市大平町真弓1438番地

(利用時間及び休館日)

第4条 デイサービスセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 デイサービスセンターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

現

行

栃木市都賀老人デイサービス	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3
センター藤系荘		日までの日

改 正 案

(高齢福祉課)

議案第32号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

提案理由

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。(第4章関係)

2 規定の整理を行うこと。

(第68条、第73条、第75条から第79条の2まで、第81条、第106条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条、第203条関係)

[参照条文]

議案第20号と同じ。

現 行

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準 (第51条—第60条)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針 (第61条)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第62条—第64条)

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護 (第65条—第67条)

第3節 運営に関する基準 (第68条—第81条)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針 (第82条)

第2節 人員に関する基準 (第83条—第85条)

第3節 設備に関する基準 (第86条・第87条)

第4節 運営に関する基準 (第88条—第109条)

第6章 認知症対応型共同生活介護

目次

第1章 略

第2章 略

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節～第3節 略

第4節 運営に関する基準（第51条—第60条）

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第61条）

第2節 人員に関する基準（第62条・第63条）

第3節 設備に関する基準（第64条）

第4節 運営に関する基準（第65条—第79条）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第80条・第81条）

第2款 人員に関する基準（第82条・第83条）

第3款 設備に関する基準（第84条・第85条）

第4款 運営に関する基準（第86条—第97条）

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第99条—第101条）

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護（第102条—第104条）

第3節 運営に関する基準（第105条—第110条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第111条）

第2節 人員に関する基準（第112条—第114条）

第3節 設備に関する基準（第115条・第116条）

第4節 運営に関する基準（第117条—第137条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針 (第110条)

第2節 人員に関する基準 (第111条—第113条)

第3節 設備に関する基準 (第114条)

第4節 運営に関する基準 (第115条—第129条)

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針 (第130条)

第2節 人員に関する基準 (第131条・第132条)

第3節 設備に関する基準 (第133条)

第4節 運営に関する基準 (第134条—第150条)

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針 (第151条)

第2節 人員に関する基準 (第152条)

第3節 設備に関する基準 (第153条)

第4節 運営に関する基準 (第154条—第178条)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第179条・第180条)

第2款 設備に関する基準 (第181条)

第3款 運営に関する基準 (第182条—第190条)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針 (第191条)

第2節 人員に関する基準 (第192条—第194条)

第3節 設備に関する基準 (第195条・第196条)

第4節 運営に関する基準 (第197条—第203条)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第7条 1～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文

改 正 案

第1節 基本方針（第138条）

第2節 人員に関する基準（第139条—第141条）

第3節 設備に関する基準（第142条）

第4節 運営に関する基準（第143条—第157条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針（第158条）

第2節 人員に関する基準（第159条・第160条）

第3節 設備に関する基準（第161条）

第4節 運営に関する基準（第162条—第177条）

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針（第178条）

第2節 人員に関する基準（第179条）

第3節 設備に関する基準（第180条）

第4節 運営に関する基準（第181条—第205条）

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第206条・第207条）

第2款 設備に関する基準（第208条）

第3款 運営に関する基準（第209条—第217条）

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第218条）

第2節 人員に関する基準（第219条—第221条）

第3節 設備に関する基準（第222条・第223条）

第4節 運営に関する基準（第224条—第230条）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 1～4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文

現

行

の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第152条第12項において同じ。）
- (2)・(3) 略
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第65条第1項、第66条、第83条第6項、第84条第3項及び第85条において同じ。）
- (6) 指定地域密着型特定施設（第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第65条第1項、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。）
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）
- (9)～(11) 略

6～11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第192条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

改 正 案

の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第179条第12項において同じ。）
- (2)・(3) 略
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第112条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第139条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第102条第1項、第103条、第112条第6項、第113条第3項及び第114条において同じ。）
- (6) 指定地域密着型特定施設（第158条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第102条第1項、第103条第1項及び第112条第6項において同じ。）
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第219条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第6章から第9章までにおいて同じ。）
- (9)～(11) 略

6～11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第219条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第48条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの

改 正 案

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

(管理者等の責務)

第31条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの

とする。

3 略

(管理者等の責務)

第55条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 略

とする。

3 略

(管理者等の責務)

第55条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 略

第4章 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確

現

行

改 正 案

保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

現

行

改 正 案

- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第64条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

現

行

改 正 案

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第62条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第66条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

現

行

改 正 案

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第67条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第68条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

現

行

改 正 案

- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第69条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第70条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

現

行

改 正 案

第71条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第72条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第74条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

現

行

改 正 案

(衛生管理等)

第75条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第77条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

現

行

改 正 案

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第64条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第79条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第30条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第71条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

現

行

(この節の趣旨)

第80条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第90条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第81条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第82条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事するものでなければならない。

(管理者)

第83条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事す

現

行

改 正 案

る常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第84条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第85条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第91条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医

現

行

改 正 案

師及び第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
(心身の状況等の把握)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第88条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第89条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うも

現

行

改 正 案

のとする。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第90条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

現

行

改 正 案

(緊急時等の対応)

第91条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第92条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従事者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

現

行

改 正 案

(運営規程)

第93条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第94条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、あらかじめ、当該緊急時対応医療機関との間で必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第95条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第61条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応

改 正 案

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならぬ。

(記録の整備)

第96条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条(第3項第2号を除く。)、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

第5章 認知症対応型通所介護

第1節 基本方針

第98条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応

型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第62条 1～3 略

4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第64条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(管理者)

改 正 案

型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (従業者の員数)

第99条 略

- 4 前3項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。)に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員(当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第101条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5～7 略

(管理者)

第63条 略

(設備及び備品等)

第64条 略**第2款 共用型指定認知症対応型通所介護**

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第1.9項又は法第8条の

改 正 案

第100条 略

(設備及び備品等)

第101条 略

第2款 共用型指定認知症対応型通所介護

(従業者の員数)

第102条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第139条、第159条若しくは第179条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 略

(利用定員等)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条

現

行

2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)
若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 略

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第63条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

- 第68条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第69条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

改 正 案

の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第112条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第104条 略

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、第100条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第3節 運営に関する基準

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第70条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 認知症対応型通所介護従業者（第62条第1項又は第65条第1項の従業者をいう。以

改 正 案

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第105条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第106条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 認知症対応型通所介護従業者（第99条第1項又は第102条第1項の従業者をいう。

下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(管理者の責務)

第73条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第62条第2項又は第66条第1項の利用定員をいう。第76条において同じ。)

(5)～(10) 略

(勤務体制の確保等)

第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

改 正 案

以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第107条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(**第100条**又は**第104条**の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(運営規程)

第108条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(**第99条2項**又は**第103条第1項**の利用定員をいう。)

(5)～(10) 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第1項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第79条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

改 正 案

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第80条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読

改 正 案

(記録の整備)

第109条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 次条において準用する第77条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第110条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第65条、第66条、第70条及び第72条から第77条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第108条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介

み替えるものとする。

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第82条 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第83条 略

2～7 略

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第192条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9～11 略

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第97条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 略

(管理者)

第84条 略

2 前項本文及び第193条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

改 正 案

「看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第101条第4項」と読み替えるものとする。

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

第111条 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第112条 略

2～7 略

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第219条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9～11 略

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第126条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 略

(管理者)

第113条 略

2 前項本文及び第220条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第2項、第113条及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第85条 略

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第86条 略

（設備及び備品等）

第87条 略

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第88条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第83条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第89条 略

（身分を証する書類の携行）

第90条 略

改 正 案

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第2項、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第114条 略

第3節 設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第115条 略

（設備及び備品等）

第116条 略

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第123条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第118条 略

（身分を証する書類の携行）

第119条 略

(利用料等の受領)

第91条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第92条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 略

(居宅サービス計画の作成)

第94条 略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第95条 略

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第96条 略

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第97条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（**第83条第12**

項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第98条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第99条 略

(緊急時等の対応)

第100条 略

(運営規程)

第101条 略

(定員の遵守)

第102条 略

(非常災害対策)

改 正 案

(利用料等の受領)

第120条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第121条 略

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第122条 略

(居宅サービス計画の作成)

第123条 略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第124条 略

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第125条 略

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第126条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（**第112条第12項**の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第127条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第128条 略

(緊急時等の対応)

第129条 略

(運営規程)

第130条 略

(定員の遵守)

第131条 略

(非常災害対策)

第103条 略

(協力医療機関等)

第104条 略

(調査への協力等)

第105条 略

(地域との連携等)

第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第83条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必

改 正 案

第132条 略

(協力医療機関等)

第133条 略

(調査への協力等)

第134条 略

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第135条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第112条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第108条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)～(7) 略

(8) 第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条及び第78条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第110条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

改 正 案

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第136条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 第122条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第137条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条及び第74条から第76条までの規定は指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第130条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針

第138条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常

現 行

生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び**第114条**において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2・3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、**第83条**に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は**第192条**に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5～10 略

改 正 案

生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第139条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び**第142条**において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。

2・3 略

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、**第112条**に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は**第219条**に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5～10 略

現

行

(管理者)

第112条 略

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第113条 略

第3節 設備に関する基準

第114条 略

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第125条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

第4節 運営に関する基準

第115条 略

(サービスの提供の記録)

第116条 略

(利用料等の受領)

第117条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第118条 略

3～7 略

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第119条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第111条第7項の計画作成担当者
をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務担
当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第120条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第121条 略

(管理者による管理)

改 正 案

(管理者)

第140条 略

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第141条 略

第3節 設備に関する基準

第142条 略

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第153条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

第4節 運営に関する基準

第143条 略

(サービスの提供の記録)

第144条 略

(利用料等の受領)

第145条 略

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第146条 略

3～7 略

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第147条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第139条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護等)

第148条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第149条 略

(管理者による管理)

第122条 略

(運営規程)

第123条 略

(勤務体制の確保等)

第124条 略

(定員の遵守)

第125条 略

(協力医療機関等)

第126条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第127条 略

(記録の整備)

第128条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第73条、第78条、第100条、第103条、第105条及び第106条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第73条第2項中「この節」と

改 正 案

第150条 略

(運営規程)

第151条 略

(勤務体制の確保等)

第152条 略

(定員の遵守)

第153条 略

(協力医療機関等)

第154条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第155条 略

(記録の整備)

第156条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第144条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第146条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第157条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から

第37条まで、第39条、第41条、第42条、第70条、第75条、第76条第1項から

第4項まで、第129条、第131条及び第134条の規定は、指定認知症対応型共同生活

介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する

運営規程」とあるのは「第151条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対

対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあ

あるのは「第6章第4節」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第130条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第131条 1～8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第83条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第192条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

改 正 案

るのは「第7章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第129条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第132条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第158条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第159条 1～8 略

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第112条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第219条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 略

(管理者)

第132条 略

第3節 設備に関する基準

第133条 略

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第134条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第146条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2～4 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第135条 略

第136条 削除

(サービスの提供の記録)

第137条 略

(利用料等の受領)

第138条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 略

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第140条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者 (第131条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。) に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護)

第141条 略

改 正 案

10 略

(管理者)

第160条 略

第3節 設備に関する基準

第161条 略

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第162条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第173条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2～4 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第163条 略

(サービスの提供の記録)

第164条 略

(利用料等の受領)

第165条 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第166条 略

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第167条 指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者 (第159条第1項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 略

(介護)

第168条 略

(機能訓練)

第142条 略

(健康管理)

第143条 略

(相談及び援助)

第144条 略

(利用者の家族との連携等)

第145条 略

(運営規程)

第146条 略

(勤務体制の確保等)

第147条 略

(協力医療機関等)

第148条 略

(記録の整備)

第149条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) **第137条第2項**に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) **第139条第5項**に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) **第147条第3項**に規定する結果等の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する**第106条第2項**に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、**第73条**、**第77条**、**第78条**、**第100条**及び**第106条第1項**から第4

改 正 案

(機能訓練)

第169条 略

(健康管理)

第170条 略

(相談及び援助)

第171条 略

(利用者の家族との連携等)

第172条 略

(運営規程)

第173条 略

(勤務体制の確保等)

第174条 略

(協力医療機関等)

第175条 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第164条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第166条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第174条第3項に規定する結果等の記録

(5)～(7) 略

(8) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第177条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第74条、第75条、第76条第1項から第4項まで及び第12

項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第152条 1・2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第38条に規定する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所

改 正 案

9条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第178条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2・3 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第179条 1・2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第38条に規定する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所

者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに第181条第1項第4号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～12 略

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14・15 略

- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

改 正 案

者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに第208条第1項第4号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～12. 略

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14・15 略

- 16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第112条若しくは第219条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 略

第3節 設備に関する基準

(設備)

第153条 略

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第154条 略

(入退所)

第155条 略

(サービスの提供の記録)

第156条 略

(利用料等の受領)

第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第182条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以

改 正 案

17 略

第3節 設備に関する基準

(設備)

第180条 略

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第181条 略

(入退所)

第182条 略

(サービスの提供の記録)

第183条 略

(利用料等の受領)

第184条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第209条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以

現

行

下同じ。) にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第182条第3項第1号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第182条第3項第1号において同じ。)) を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第182条第3項第2号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第182条第3項第2号において同じ。)) を限度とする。)

(3)～(6) 略

4・5 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第158条 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第159条 略

(介護)

第160条 略

(食事)

第161条 略

(相談及び援助)

第162条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第163条 略

(機能訓練)

改 正 案

下同じ。)にあっては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第209条第3項第1号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第209条第3項第1号において同じ。)) を限度とする。)

- (2) 居住に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第209条第3項第2号において同じ。) (法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額 (特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第209条第3項第2号において同じ。)) を限度とする。)

(3)～(6) 略

4・5 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 略

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第186条 略

(介護)

第187条 略

(食事)

第188条 略

(相談及び援助)

第189条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第190条 略

(機能訓練)

第164条 略

(健康管理)

第165条 略

(入所者の入院期間中の取扱い)

第166条 略

(管理者による管理)

第167条 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 計画担当介護支援専門員は、**第159条**に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) **第158条第5項**に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) **第178条**において準用する**第39条第2項**に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) **第176条第3項**に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第169条 略

(勤務体制の確保等)

第170条 略

(定員の遵守)

第171条 略

(衛生管理等)

第172条 略

(協力病院等)

第173条 略

(秘密保持等)

第174条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

改 正 案

第191条 略

(健康管理)

第192条 略

(入所者の入院期間中の取扱い)

第193条 略

(管理者による管理)

第194条 略

(計画担当介護支援専門員の責務)

第195条 計画担当介護支援専門員は、第186条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第205条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第203条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第196条 略

(勤務体制の確保等)

第197条 略

(定員の遵守)

第198条 略

(衛生管理等)

第199条 略

(協力病院等)

第200条 略

(秘密保持等)

第201条 略

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第175条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第176条 略

(記録の整備)

第177条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営

改 正 案

第202条 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第203条 略

(記録の整備)

第204条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第185条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

(7) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第205条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条及び第76条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第196条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営

に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第179条 略

(基本方針)

第180条 略

第2款 設備に関する基準

(設備)

第181条 略

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第182条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 略

(介護)

第184条 略

(食事)

第185条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第186条 略

(運営規程)

第187条 略

(勤務体制の確保等)

第188条 略

(定員の遵守)

第189条 略

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第

改 正 案

に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第206条 略

(基本方針)

第207条 略

第2款 設備に関する基準

(設備)

第208条 略

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第209条 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第210条 略

(介護)

第211条 略

(食事)

第212条 略

(社会生活上の便宜の提供等)

第213条 略

(運営規程)

第214条 略

(勤務体制の確保等)

第215条 略

(定員の遵守)

第216条 略

(準用)

第217条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第70条、第74条、第76条第1項から第4項まで、第1

154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び**第82条**に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

改 正 案

81条から第183条まで、第186条、第189条、第191条から第195条まで及び第199条から第204条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第214条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第195条中「第186条」とあるのは「第217条において準用する第186条」と、同条第5号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同条第6号中「第205条」とあるのは「第217条」と、同条第7号中「第203条第3項」とあるのは「第217条において準用する第203条第3項」と、第204条第2項第2号中「第183条第2項」とあるのは「第217条において準用する第183条第2項」と、同項第3号中「第185条第5項」とあるのは「第210条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第217条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第217条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第218条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第111条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第192条 略

(管理者)

第193条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第194条 略

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第195条 略

(設備及び備品等)

第196条 略

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第197条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第200条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) 略

(主治の医師との関係)

第199条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第200条 略

(緊急時等の対応)

改 正 案

(従業者の員数等)

第219条 略

(管理者)

第220条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第221条 略

第3節 設備に関する基準

(登録定員及び利用定員)

第222条 略

(設備及び備品等)

第223条 略

第4節 運営に関する基準

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第224条 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第225条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) 略

(9) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第227条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)・(11) 略

(主治の医師との関係)

第226条 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第227条 略

(緊急時等の対応)

第201条 略

(記録の整備)

第202条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第199条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第200条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)～(9) 略

(10) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第75条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

改 正 案

第228条 略

(記録の整備)

第229条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第225条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第226条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第227条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)～(9) 略

(10) 次条において準用する第76条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条から第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第130条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替える

附 則

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第63条第2項及び第67条第2項の規定の適用については、第63条第2項中「者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第67条第2項中「者であつて、第63条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であつて、平成18年4月1日前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第114条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第114条第4項の規定は適用しない。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積

改 正 案

ものとする。

附 則

(経過措置)

- 2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第100条第2項及び第104条第2項の規定の適用については、第100条第2項中「者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第104条第2項中「者であつて、第100条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
- 3 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であつて、平成18年4月1日前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第142条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 4 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であつて、平成18年3月31日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第142条第4項の規定は適用しない。
- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上

現

行

以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 略

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第153条第1項第8号及び第181条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 8 平成23年9月1日において現に第152条第4項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、この条例の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）につ

改 正 案

を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 略

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第180条第1項第9号及び第208条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 8 平成23年9月1日において現に第179条第4項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）第2条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第50条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）については、この条例の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

- 9 この条例の施行の際現に法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（この条例の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）につ

現

行

いて、第153条第1項第2号アの規定を適用する場合には、同号ア中「1人とする
こと。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と
認められる場合は2人とし、地域の実情及び指定介護老人福祉施設の整備状況を勘案して市
長が別に定める条件を満たす場合は4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下と
すること」とする。

改 正 案

いて、第180条第1項第2号アの規定を適用する場合には、同号ア中「1人とする
こと。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と
認められる場合は2人とし、地域の実情及び指定介護老人福祉施設の整備状況を勘案して市
長が別に定める条件を満たす場合は4人以下とすることができる」とあるのは「4人以下と
すること」とする。

